

石保社第 2252 号
平成23年 9月12日

各市町村障がい福祉計画主管課長 様

北海道石狩振興局保健環境部保健福祉室社会福祉課長

第3期障がい福祉計画の策定について（通知）

このことについては、障害者自立支援法に基づき、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「国指針」という。）に即して定めることとされております。

国指針については、10月頃を目途に都道府県に示される見込みとなっておりますが、市町村障がい福祉計画の策定作業を円滑に進めるため、別紙「第3期障がい福祉計画の策定にあたっての考え方について」により作業を取り進めることとしましたので、お知らせします。

また、北海道第3期障がい福祉計画策定のため、数値目標及びサービス見込量に係る調査を行いますので、お忙しいところ恐縮ですが、期限までに報告をお願いします。

なお、北海道としての数値目標及びサービス見込量については、10月末を目途に国へ中間報告を行うよう平成23年6月30日に開催された全国障害保健福祉関係主管課長会議において指示されており、今回の報告によるとりまとめ内容により、中間報告を行うこととしておりますので申し添えます。

連絡先	主査（地域福祉・地域づくり）	すみ角
TEL	011-231-4111（内線34-918）	
FAX	011-232-1090	
E-mail	sumi.kouichi@pref.hokkaido.lg.jp	

第3期障がい福祉計画の策定にあたっての考え方について

1 基本的な考え方

(1) 北海道障がい者福祉計画作成指針について

市町村障がい福祉計画策定にあたっての考え方を示す北海道障がい福祉計画作成指針（以下、「道作成指針」という。）については、平成21年1月19日付け障福第2402号により通知しているところですが、国指針の改正が10月頃になる見込みであることから、平成23年2月22日に開催された全国障害保健福祉関係主管課長会議で示された内容など現段階においての情報を反映した道作成指針（改正たたき台）を作成したため、各市町村においては、当該道作成指針を参考に策定作業を進めてください。

なお、以下の数値目標等については、国から示され次第、通知します。

ア 数値目標

- ・入院中の精神障害者の地域生活への移行

イ サービス量設定の考え方

- ・相談支援
- ・同行援護

(2) 数値目標の設定方法

数値目標については、道策定指針にある数値を基本としつつ、各市町村等において、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定してください。

なお、既に道策定指針の数値を上回る市町村においては、さらに高い数値設定を検討してください。

(3) サービス見込量及び入所定員総数の設定方法

サービス見込量及び入所定員総数については、道策定指針別表にある考え方を基本としつつ、各市町村でこれまでの実績及び実情を踏まえて設定するほか、以下の点に留意してください。

- ア 旧体系施設が全て新体系サービスに円滑に移行できるようサービス量を見込むこと。
- イ 入所者の地域生活移行目標を踏まえたサービス量を見込むこと。
- ウ 児童福祉法の改正により、18歳以上の障害児施設入所者については、障害者自立支援法で対応することとなりますが、障害児施設の18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて見込むこと。

2 第3期障がい福祉計画に係る調査について

第3期北海道障がい福祉計画策定のため、次のとおりサービス見込量、目標値設定に係る調査を行いますので、期限までに提出をお願いします。

なお、別添スケジュールに記載のとおり、11月～12月にサービス見込量等の再調整を行う予定です。

(1) 調査表

別紙「第3期障がい福祉計画策定に係る調査について」

(2) 留意事項

調査表のサービス見込量算出にあたって、月あたりの見込量を算定する場合、各年度3月分を基本としてください。

なお、日中活動系、居住系のサービス見込量について、他市町村所在のサービスを利用している件数を内訳として別途記載することとされていますが、現在の他市町村所在サービスの利用状況については、国保連から毎月提供されている給付状況データで確認ができますので参考にしてください。

(3) 提出期限

各市町村→各総合振興局（振興局） **平成23年10月11日（火）**
各総合振興局（振興局）→本庁 平成23年10月17日（月）

(4) その他

北海道としての数値目標及びサービス見込量について、10月末を目途に国へ中間報告を行うよう平成23年6月30日に開催された全国障害保健福祉関係主管課長会議において指示されており、今回の報告によるとりまとめ内容により、この中間報告を行うこととしています。

3 数値目標及びサービス見込量算出にあたっての参考資料について

次の資料を提供しますので、傾向を把握する際の参考にしてください。

(1) 入所者の地域生活への移行状況集計結果一覧①、②

- ①…入所定員（平成24年3月末まで）、入所者数（平成23年3月末まで）の状況
- ②…平成22年10月1日→平成22年3月31日の退所者の状況

(2) 入所者の地域生活への移行状況及び新体系移行動向調査表（振興局、札幌市別）

（1）の集計前の振興局、札幌市別の個票

(3) 新体系移行動向調査表結果一覧（通所施設、入所施設）

平成23年8月現在の旧体系施設について、新体系への移行予定（移行予定障害福祉サービス）について調査したもの。

(4) 障害者自立支援制度の実施状況

全道の障害福祉サービス等の利用状況等について、現状と平成27年3月までを推計したもの。

4 今後のスケジュール等

別紙のとおり

5 添付書類

- ・第3期北海道障がい福祉計画策定指針新旧対照表（改正たたき台）
- ・第3期北海道障がい福祉計画策定に係る調査について（調査票）
- ・入所者の地域生活への移行状況集計結果一覧①、②
- ・入所者の地域生活への移行状況及び新体系移行動向調査表（振興局、札幌市別）
- ・新体系移行動向調査表結果一覧（通所施設、入所施設）
- ・障害者自立支援制度の実施状況
- ・第3期障がい福祉計画スケジュール